

# いつでも見られる所に! 【保存版】

平成28年4日

保護者の皆様

京都市立小栗栖小学校  
校長 成實 孝之

## 特別警報・暴風警報・地震に対する非常措置

平素は、本校教育にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、台風が接近して京都市に**暴風警報**が発令された場合や京都市において**震度5弱以上の地震**があった場合、及び、京都市に**特別警報**が発令された場合には、下記のような措置をとります。ご家庭におかれましては、テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。緊急電話がかからなくなりますので、電話でのお問い合わせはお控えください。

### 京都市に「特別警報」が発令された場合

- 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時(夜中)までに解除された場合、5校時(13:55)から授業があります。〔給食は中止〕
- 午前0時現在発令中の場合、または、午前0時から登校前までに「特別警報」が発令された場合、当日、臨時休業となります。
- 在校中に発令された場合  
**直ちに臨時休業となります。**

ただし、下校の安全確認ができるまで、原則学校に留め置きます。安全確認が取れ次第、家庭環境調査票等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。  
ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこといたします。

### 京都市に「暴風警報」が発令された場合

- 登校前に「暴風警報」が発令された場合
  - 「暴風警報」が解除されるまでは登校しないで自宅で待機します。
  - 「暴風警報」が解除された場合
    - 午前 7時までに解除された場合……いつも通りに登校します。
    - 午前 9時までに解除された場合……3校時(10:55)から授業があります。
    - 午前11時までに解除された場合……5校時(13:55)から授業があります。〔給食は中止〕
  - 午前11時現在、まだ「暴風警報」が発令中の場合は臨時休業となります。

### 在校中に発令された場合

原則的には、家庭環境調査票等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。ただし、不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこといたします。

## 京都市に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

### 1. 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

① 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

☆深夜 0時までに発生した場合……翌日を臨時休業にします。

☆深夜 0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業にします。

☆休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業とします。

② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

### 2. 在校中に発令された場合

原則的には、家庭環境調査票等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいているとおりに対応いたします。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

★必ず、お子達が、「自分が集団下校・学校待機のいずれなのかを伝えられる」ようにご指導ください。

#### 【特別警報とは？】

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

小栗栖小学校のホームページのメッセージ欄においても非常措置の現況をお知らせしていく予定です。ただし、アクセス数がサーバー容量を超えた場合等は、繋がらなくなることもあります。どうぞ、ご了承ください。テレビ・インターネット等の情報にご注意をお願いします。

#### 【小栗栖小学校ホームページのURL】

<http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=115506>

